

令和7年度第1回市川市再犯防止推進計画策定委員会

開催日時：令和7年7月23日 13：30～15：30（予定）

開催場所：市川市役所第一庁舎 第2委員会室

会 議 次 第

1. 開会
2. 議題
 - (1)市川市再犯防止推進計画の方向性について
 - (2)アンケートの内容について
 - (3)その他
3. 閉会

<会議資料>

- | | |
|-----|--------------------------------|
| 資料1 | 委員名簿 |
| 資料2 | 市川市再犯防止推進計画の策定について |
| 資料3 | 市川市再犯防止推進計画策定に係るアンケート調査の実施について |

市川市再犯防止推進計画策定委員会出席者名簿

所属	役職	出席者氏名
社会福祉法人 全国社会福祉協議会 中央福祉学院	主任教授	やました こういちろう 山下 興 一郎
千葉県弁護士会	弁護士	うえだ まさお 上田 真生
千葉保護観察所	首席保護観察官	たしろ ひさし 田代 久志
市川警察署	生活安全課係長	ほんま ひろし 本間 裕史
行徳警察署	生活安全課係長	のむら さとし 野村 聡史
市川浦安地区保護司会	会長	すずき しげとし 鈴木 茂 年
市川地区更生保護女性会	会長	いしかわ み え こ 石川 美 恵子
市川 BBS の会	顧問	いとう たかこ 伊藤 孝子
市川市社会福祉協議会	常務理事	まつお じゅんこ 松尾 順子
市川市民生委員児童委員協議会	国分地区民生委員・児童委員協議会会長	わたなべ きょうざん 渡邊 恭 山
市川市自治会連合協議会	会長	こばやし としゆき 小林 俊之
基幹相談支援センターえくる	センター長 ソーシャルワーカー	あしだ しんご 芦田 真伍
市川市生活サポートセンターそら	副センター長	みやもと しょうえい 宮本 正 栄
市川市よりそい支援事業がじゅまる+ (多機関協働等)	総合センター長	あさひな み か 朝比奈 ミカ
市川市小中学校長会	市川市立第二中学校長	ふじい よしやす 藤井 義 康
千葉県市川健康福祉センター	副センター長	でい みちこ 出井 美知子
市川公共職業安定所	統括職業指導官	やまだ ち え 山田 千 恵

市川市再犯防止推進計画の策定について

1. 背景・国の動向

- 犯罪件数は減少傾向にあるものの、再犯率は平成24年以降、**45%～50%**と高い水準で推移
- 平成28年12月「**再犯の防止等の推進に関する法律**」制定
- 再犯防止推進計画（第1次）（平成30年度～令和4年度）
- 第二次再犯防止推進計画（令和5年度～令和9年度）

2. 近隣自治体の動向

千葉県	令和3年度～7年度の5年計画（単体計画）
千葉市	令和4年度～8年度の5年計画（単体計画）
船橋市	令和6年度～8年度の3年計画（単体計画）
柏市	令和7年度～12年度の6年計画（地域福祉計画に包含）
浦安市	令和7年度～11年度の5年計画（地域福祉計画に包含）

3. 計画の策定方法

- ① 関係各課との連携・調整
- ② 市川市再犯防止推進計画策定委員会（外部有識者等）での意見交換
- ③ 市民や民間協力者へのアンケートの実施
- ④ パブリック・コメントの実施

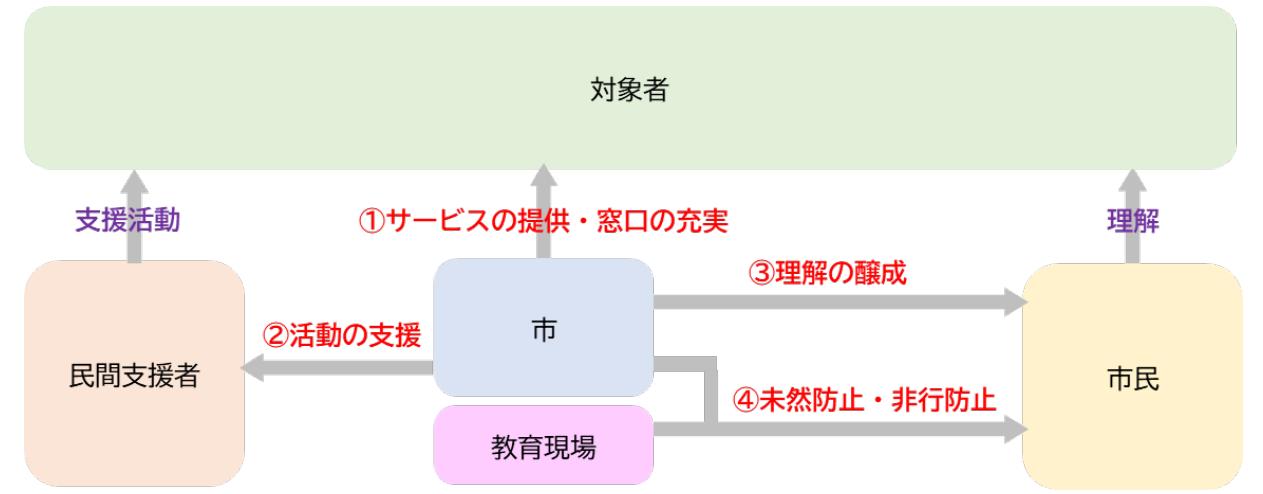
4. 国の主な取り組み

- 矯正施設内で就労につながる知識、技能の習得を支援
- 受刑者等の帰住予定地や取得資格を管理し、事業者の雇用ニーズと結びつけるコレワークを設置
- 出所者を試行的に雇用した事業主や出所者を雇用した協力雇用主に助成金や奨励金を支給
- 更生保護施設、自立準備ホームといった居住先を確保
- 矯正施設や更生保護施設へ社会福祉士等を配置
- 薬物依存症の人に対して矯正施設で指導プログラムを実施し、退所後も回復施設等で指導や相談できる環境を整備
- いじめ防止、人権教育、非行防止、薬物乱用防止に関する教育を実施
- 保護観察所・少年院と学校が連携することや、少年院での矯正教育の日数を指導要録上出席扱いとするなど、復学・進学に向けた支援を行うよう指針を提示
- 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導（性犯罪再犯防止指導・薬物依存離脱指導・アルコール依存回復プログラム・暴力防止プログラム・飲酒運転防止プログラム等）を実施
- 犯罪被害者等の視点を取り入れた指導を実施
- 「社会を明るくする運動」で更生保護ボランティア等の民間協力者の活動について広報

直接的な支援は矯正施設内、出所時が中心

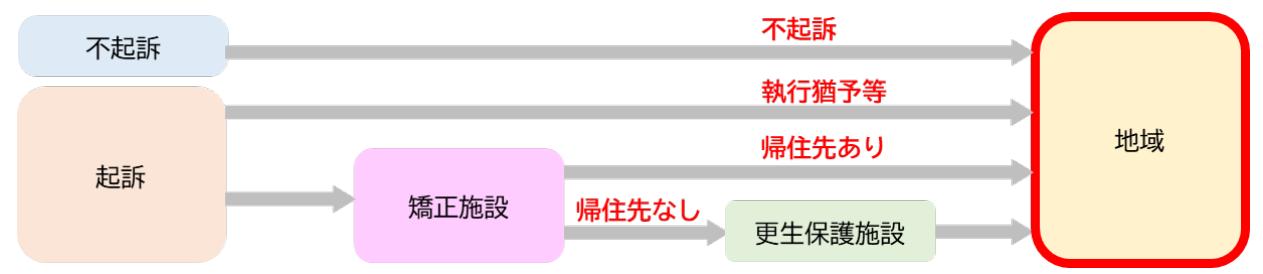
5. 計画の方向性

- 再犯の防止等の推進に関する法律に規定された**地方再犯防止推進計画**として策定する
- 第5期地域福祉計画に掲げた「犯罪の防止と立ち直りの支援」をより具体化したものであり、同計画に示された「就労と生活困窮者への支援」や「地域の居場所づくり」といった施策と連携して行う
- 犯罪をした人等が就労や住居等の課題を抱えていることを踏まえ、**社会で孤立することなく、市民の理解と協力を得て社会復帰することを支援する**ために策定する
- 基礎自治体としての役割を踏まえて、窓口の充実を重点課題とし、住民によりそった支援を行う
- 再犯防止に資する事業の情報がわかりやすく伝えられるよう、情報整理と情報伝達の視点を大切にする
- 再犯防止を目的とした事業のみならず、広く市民を対象とした就労支援や生活困窮者支援についても再犯防止に資するものとして計画に含める
- 犯罪や非行の未然防止を目的とした薬物乱用やいじめ防止についての啓発・教育も計画に含める



6. 計画の対象者

- 国の基準を踏まえて、「犯罪をした人等（犯罪をした人又は非行少年若しくは非行少年であった人をいう。）」を対象者とし、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。）に収容されている人や保護観察対象者のほか、微罪処分となった人、起訴を猶予された人、罰金・科料となった人、刑の全部の執行を猶予された人を含む
- 矯正施設や更生保護施設（自立準備ホーム含む）から出所し、**地域で暮らす人**の支援を中心とする



市川市再犯防止推進計画の策定について

7. 計画の期間

- **令和8年下半期から令和11年度末**を計画の期間とする
- 地域福祉計画の中間見直し（令和8年度）もしくは次期計画（令和12年度）にて地域福祉計画に包含することを検討

8. 本市の犯罪傾向

- 市川市の傾向は全国の傾向と同様
- 薬物の再犯率は極めて高く、未然防止の取り組みが重要
- 窃盗は犯罪件数が多く再犯率が高く、有職率が低い

9. 具体的な取組内容

相談窓口の充実	福祉よりそい相談窓口	従来の相談支援機関では対応が難しいひきこもり・8050問題といった制度の狭間にある問題や、複合化・複雑化した課題についての相談に応じます。内容により、多様な専門機関と協力して支援を行います。	地域共生課
	高齢者サポートセンター	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職員が、健康や介護の相談など、様々な面から支援を行います。	地域包括支援課
	障がい者の相談窓口 「えくる」	障がい者の種別や年齢に関わらず、社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員などのソーシャルワーカーが生活の相談に応じ、一人ひとりに合わせたサービスの調整や、問題解決に向けた援助を行います。	障がい者支援課
	生活困窮者の相談窓口 「そら」	経済的な理由等で生活に困っている人に対して、健康・仕事・家族・家計・将来などの生活に関わる様々な問題を一つ一つ整理して、解決の方法を一緒に考えていきます。	地域共生課
	少年相談	少年の健やかな成長のため、学校や職場、日常生活の中で何らかの悩みを持つ少年（小学生から20歳未満）とその保護者及び少年に身近な大人を対象として、専門の相談員が相談に応じます。	少年センター
	こども家庭センター	18歳までのこどもについての養育、家庭でのしつけ、家族関係など子育てに関するあらゆる相談を受け付けます。内容により、市が提供している子育て支援サービスや専門機関を紹介するほか、児童虐待についての相談や通報を受け付けています。	こども家庭相談課
	特設人権相談	月に1回、人権に関するあらゆる相談を受け付けます。実施日での相談が難しい場合は、法務局で行っている常設相談や電話相談を案内します。	ダイバーシティ推進課
	こころの健康相談	気分の落ち込み、うつ、やる気が出ないなど、生き方や日常生活でのこころの悩みについて、相談に応じます。電話相談およびウェブメールや面接での相談にも応じています。	保健センター 健康支援課
就労支援	若年者職場体験事業	働くことへの不安を取り除き、就職に結びつけるため、厚生労働省が設置する「いちかわ・うらやす若者ステーション」において、ニートやひきこもりの方を対象とした職場体験事業を実施しています。	商工課
	市川駅前就労相談事業	ジョブ・サポートいちかわ(市川駅前サテライト)を設置し、仕事や就職活動の悩みごとの相談及び応募書類の書き方、添削、面接練習等を就労専門相談員がサポートしています。	商工課
	バス運転士・タクシー乗務員 就職説明会	市川市公共交通協議会（事務局：交通計画課）として、慢性的な担い手不足が生じているバス運転士やタクシー乗務員の就職説明会を随時開催します。	交通計画課
	千葉県立農業大学校等の案内	新規就農を目指す方に対し、千葉県立農業大学校をはじめとする関係機関と連携しながら就農準備に関する相談支援を行います。農業大学校では就農希望者や新規就農者を対象とした研修を行っています。	農政課
	雇用促進奨励金	障がい者を公共職業安定所の紹介により雇用した事業主に対し、障がいの有無・程度や雇用期間に応じた奨励金を交付します。	商工課
	障害者職場実習奨励金	障がい者の職場実習（5日以上かつ、1日あたり4時間以上8時間以下）を受け入れた事業主に対し、実習1回につき2万円の奨励金を交付します。	商工課

市川市再犯防止推進計画の策定について

9. 具体的な取組内容

住居確保	市営住宅への入居	住宅に困窮している度合いの高い順に、市営住宅への入居を決定しています。困窮している度合いは、「住宅状況」「収入の月額に対する家賃負担の割合」「世帯構成状況」等の項目に従って決めています。	市営住宅課
	住宅確保要配慮者等 民間賃貸住宅のあっせん	一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部（宅建協会）と共同で、住宅に困窮する市民へ、民間賃貸住宅のあっせんを行っています。対象となる世帯は、60歳以上の高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯、災害被災者世帯、生活困窮世帯等です。	市営住宅課
	住居確保給付金	離職や自営業の廃止、または個人の責任・都合によらない就業機会等の減少により、離職や廃業と同程度の状況になり、経済的に困窮し、住居を喪失するおそれのある人を対象に就労支援を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うとともに、賃貸住宅の家賃を支給します。	地域共生課
	一時生活支援	収入等が一定水準以下の住居のない生活困窮者に対して、一定期間、宿泊場所の供与や衣食の供与を行います。本事業を利用中に相談機関と連携し、自立に向けた支援を行います。	地域共生課
保健医療・福祉 サービスの提供	生活保護制度	病気や怪我、失業等で収入がなく生活に困っている人に、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度です。	生活支援課
	自立支援医療（精神通院）	精神疾患での通院医療が継続的に必要な人の医療費の一部を公費で負担します。患者の負担割合は原則として1割となります。	障がい者支援課
	精神障がい者入院医療費助成	市川市に住民登録があり、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人について、精神疾患により入院した場合の医療費及び食事療養費の一部を助成します。※生活保護を受けている方、重度心身障害者（児）医療費助成の対象者、基準となる方の市民税所得割額の合計額が235,000円以上の方は対象外	障がい者支援課
学習支援・教育 現場等との連携	子どもの学習・生活支援	生活困窮者世帯のこどもの生活環境・育成環境の改善や学習支援等を実施し、生活習慣・学習習慣を確立し、学習意欲や基礎学力の向上を図り、高校への進学を促すとともに中退を防止します。	地域共生課
	生徒指導推進事業	一人ひとりの児童生徒の健全な育成を促し、自他の人格や個性・主体性を尊重する心を育む生徒指導推進事業を実施しています。自ら判断し、実行し、積極的に自己を生かしていくという経験を積み重ねることにより、自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指します。	指導課
	人権教育の推進	いじめ防止基本方針に基づき、全ての教育活動を通じた道徳教育、体験活動等の充実を図るほか、児童生徒がいじめ防止のための取組を主体的にできるよう支援します。	義務教育課・指導課
	少年補導員の活動	地域の見守り、危険個所等の確認を行うほか、少年健全育成活動等として、不良化・犯罪化することのないよう非行のある少年や非行のおそれのある少年を早期に発見して注意・助言し、場合によっては家庭・学校・職場や関係機関に通報・連絡して、指導上の助言をするなど、少年の処遇に最もよいと考えられる指導を講じて、少年を愛護善導する活動を行います。	少年センター
	学校問題対応対策事業	学校における児童生徒及びその保護者に係る諸問題に適切に対応するため、必要に応じて、スクールロイヤーが教育委員会・教職員からの相談を受けて、助言・研修を行います。	義務教育課・指導課
	大洲中学校夜間学級	中学校を卒業していない人や不登校等で学習する機会がなかった人で、強い向上心を持つ人に対して夜間に中学校教育を行っています。	義務教育課
民間協力者の活動の促進	更生保護サポートセンター	保護司等が地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動等を行うための拠点として更生保護サポートセンターを設置しています。	
	千葉県更生保護助成協会への負担金	犯罪者の更生援護等の事業を行う更生保護法人千葉県更生保護助成協会に対して、負担金を支払います。負担金は更生保護事業を営む者に対する助成や保護司活動に対する助成等に使われます。	地域共生課
	保護司活動事業費	社会福祉協議会を通じて、保護司の活動にかかる費用を負担することで、保護司の活動を支援します。	地域共生課
	保護司表彰	在職期間が15年以上にわたり、その功績が顕著な保護司について、市長表彰の対象とします。	地域共生課

市川市再犯防止推進計画の策定について

9. 具体的な取組内容

市民理解の醸成	「社会を明るくする運動」	国が進める「社会を明るくする運動」について、広報紙やデジタルサイネージ等を通じて周知・啓発するほか、運動の一環として開催される作文コンテストの掲示場所を確保するなど、保護司会の活動に協力しています。	地域共生課
	保護司活動の発信	いちかわ市民まつりにおいて保護司の活動を啓発するためのブースを設置し、市民への周知活動を行っています。	地域共生課
地域とのつながり確保	行事・イベントへの参加促進	誰もが参加できる事業、例えば障がい者軽スポーツ教室、ひまわりの種収穫体験、江戸川クリーン作戦などへの参加を促します。	各課
	こども食堂への支援	食事の提供に加えて、遊び場の提供や学習支援を実施しているこども食堂に対し、補助金を交付するほか、「こども食堂マップ」を作成・配布するなどの支援をしています。	こども施策課
	いちかわ援農隊	農繁期等に農作業の手伝いに参加することで、高齢化や後継者不足で困っている農業者を助けるとともに、都市農業への理解や地域住民のコミュニケーションを醸成する「いちかわ援農隊」を募集します。	農政課
防犯活動の推進	わんわんパトロール	千葉県獣医師会が千葉県警察本部と協力して実施している「わんわんパトロール」について周知しています。子どもが犯罪に巻き込まれないよう地域ぐるみで見守るため、犬の飼い主の協力を得て、下校時に合わせて犬の散歩をしています。	自然環境課
	ボランティアパトロール	日常のちょっとした外出の際に、蛍光色の帽子を着用してパトロールを兼ねる活動を推進し、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図っています。	市民安全課
	自主防犯活動の支援	自治会等の防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の無償供与を行い、自主防犯活動を支援しています。	市民安全課

10. 他の団体による取組

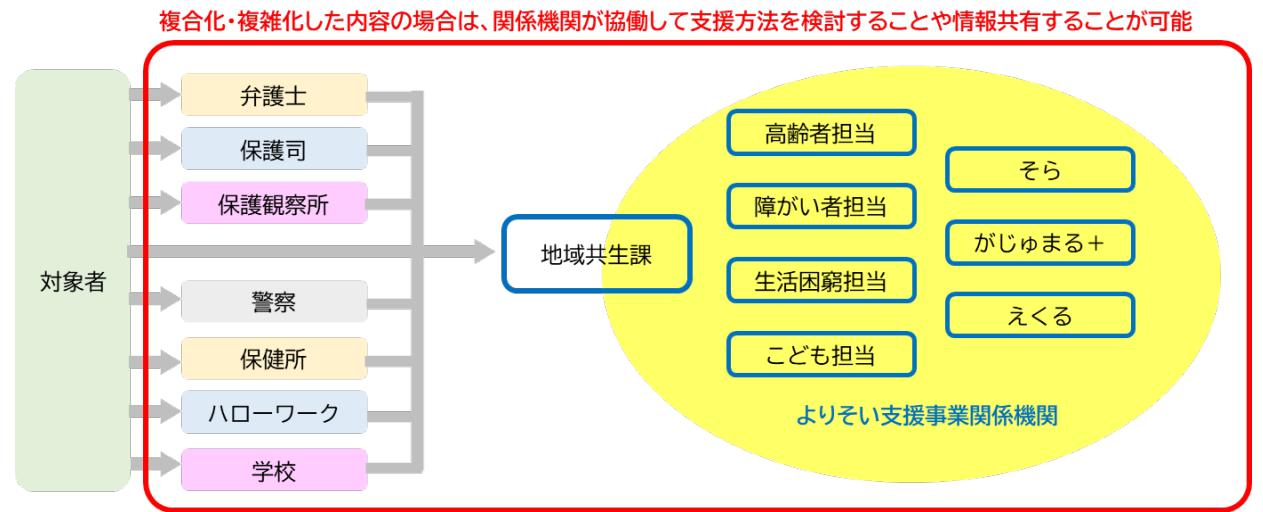
- 市川市の計画ではあるものの、国・県・民間団体それぞれが担う役割を把握し、連携していくことが重要
- 市川市ではコラムのみではなく、情報をわかりやすく伝えるため、市の事業と同様に一覧表示することを検討

他の団体による取組（一例）

市川浦安地区保護司会	保護観察中の指導
市川BBSの会	ともだち活動
	社会参加活動への参加
	ポッチャ交流会の開催
	いちかわ未来フェスへの参加
千葉県・千葉県警察	薬物乱用防止のチラシ配布

11. 計画により期待する効果

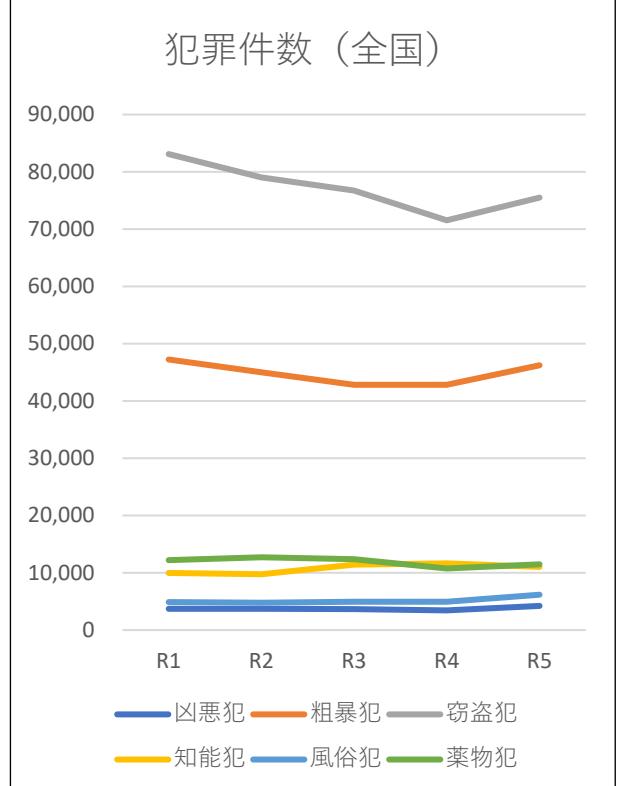
- ①犯罪を犯した者等の支援につながる事業についての情報取得を容易にする
- ②計画策定委員会でのつながりと、本市が実施している「よりそい支援事業」（重層的支援体制整備事業）を活用して、関係機関の連携を推進し、対象者を適切な支援につなげるとともに、支援者を一人にしない体制を築く



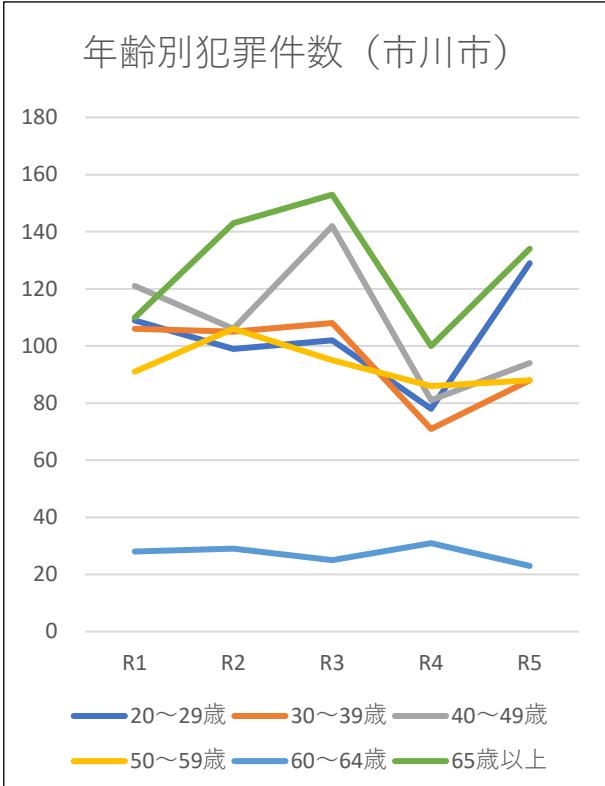
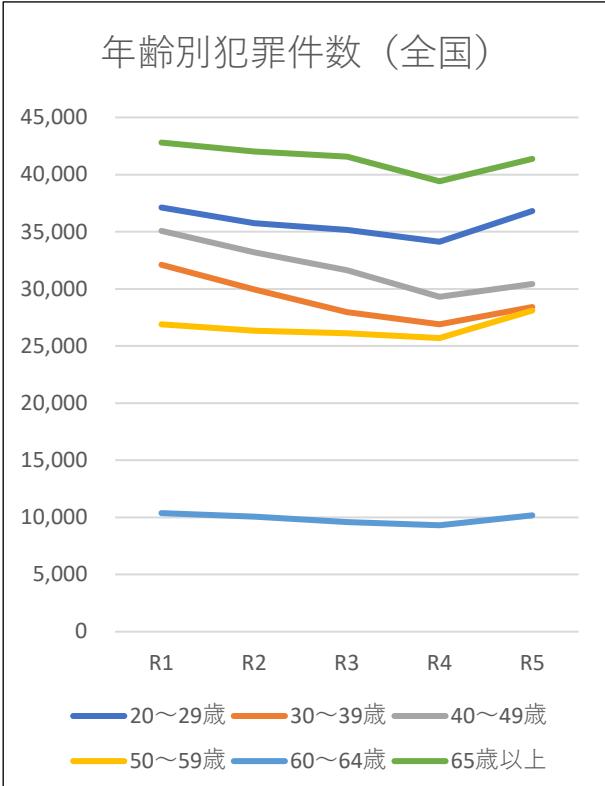
市川市再犯防止推進計画の策定について

統計資料（関東矯正管区提供データより）

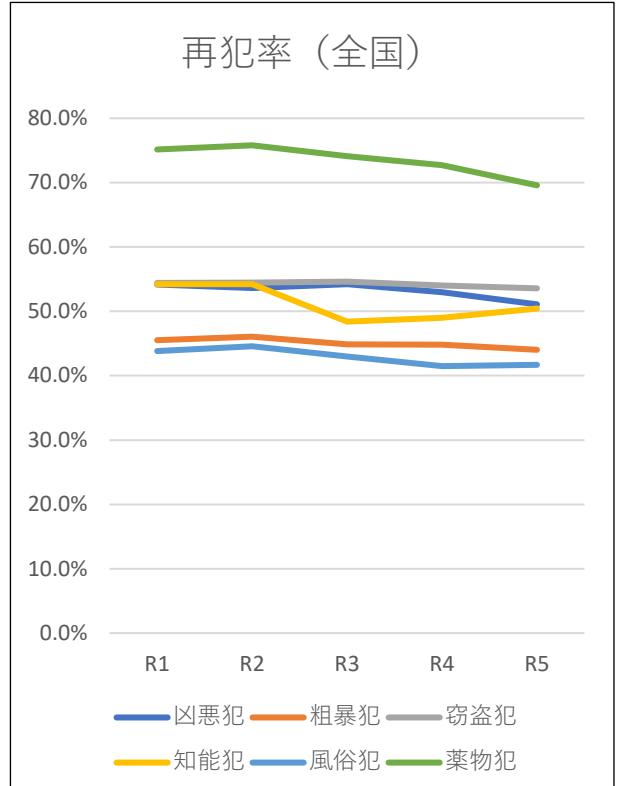
【犯罪件数】



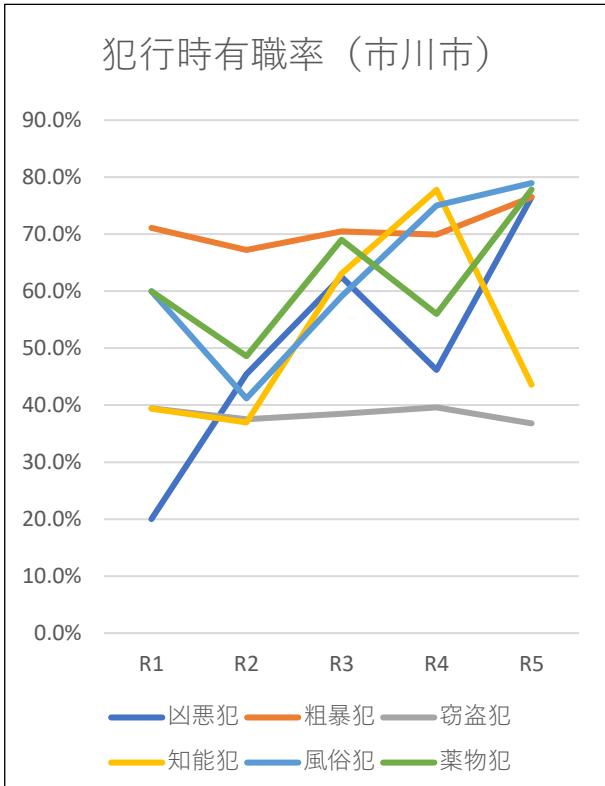
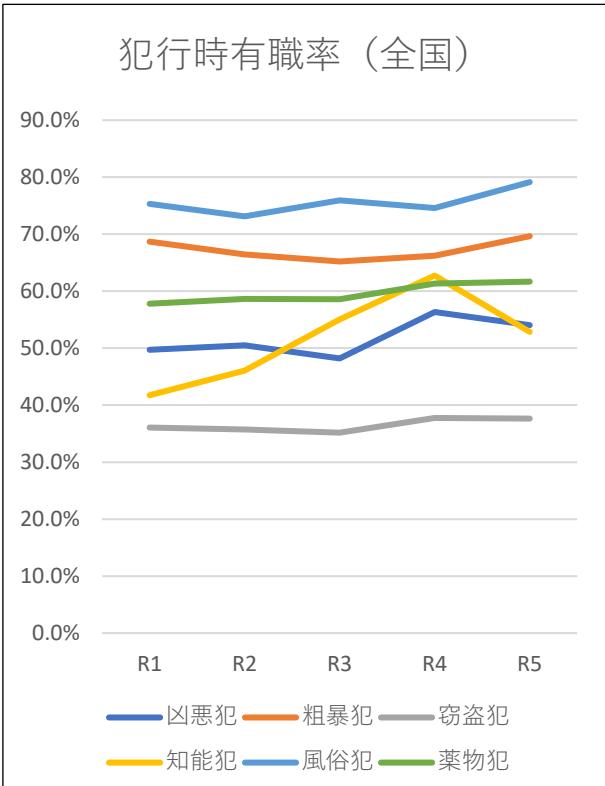
【年齢別犯罪件数】



【再犯率】



【有職率】

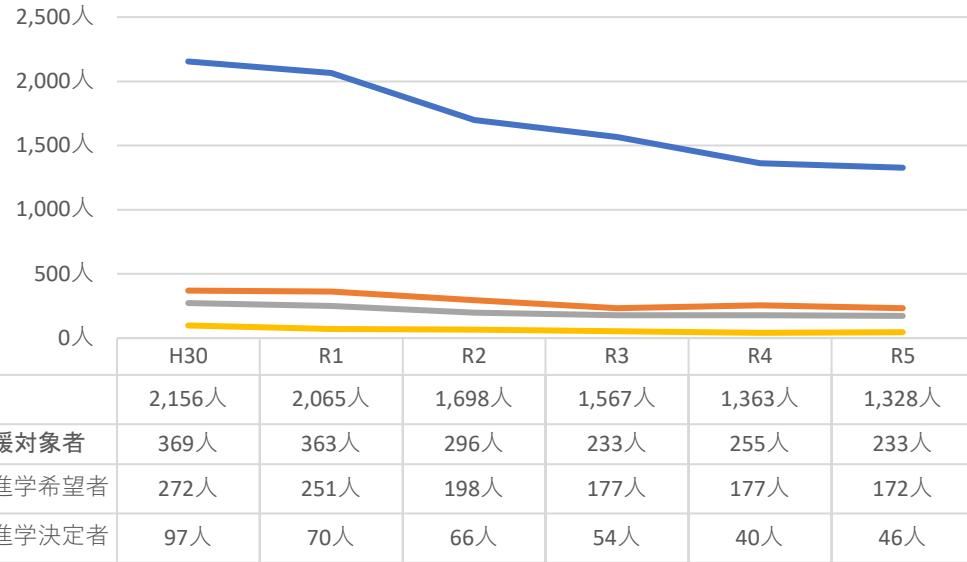


市川市再犯防止推進計画の策定について

統計資料（関東矯正管区提供データより）

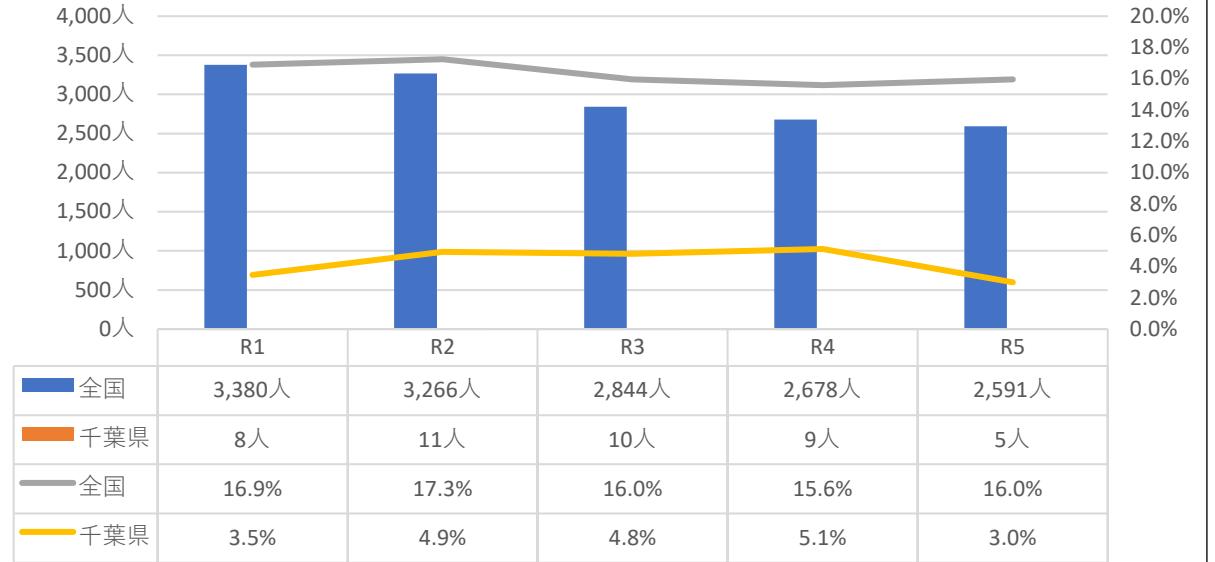
【修学支援実施状況等（少年院）】

就学・復学・進学希望者数



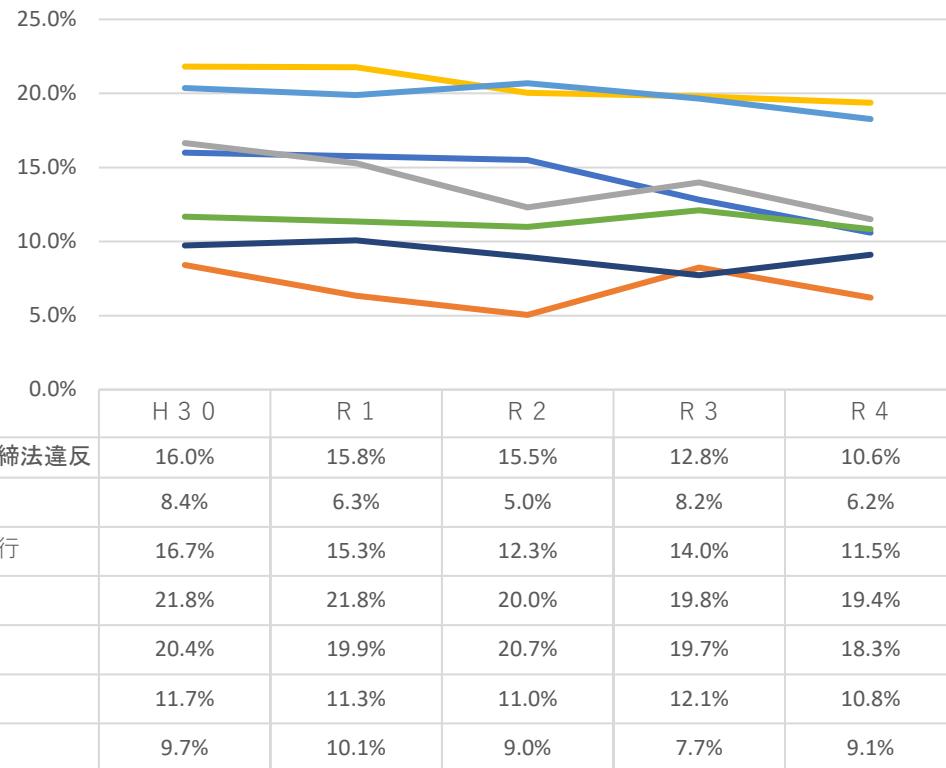
【刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】

出所時に帰住先のない者



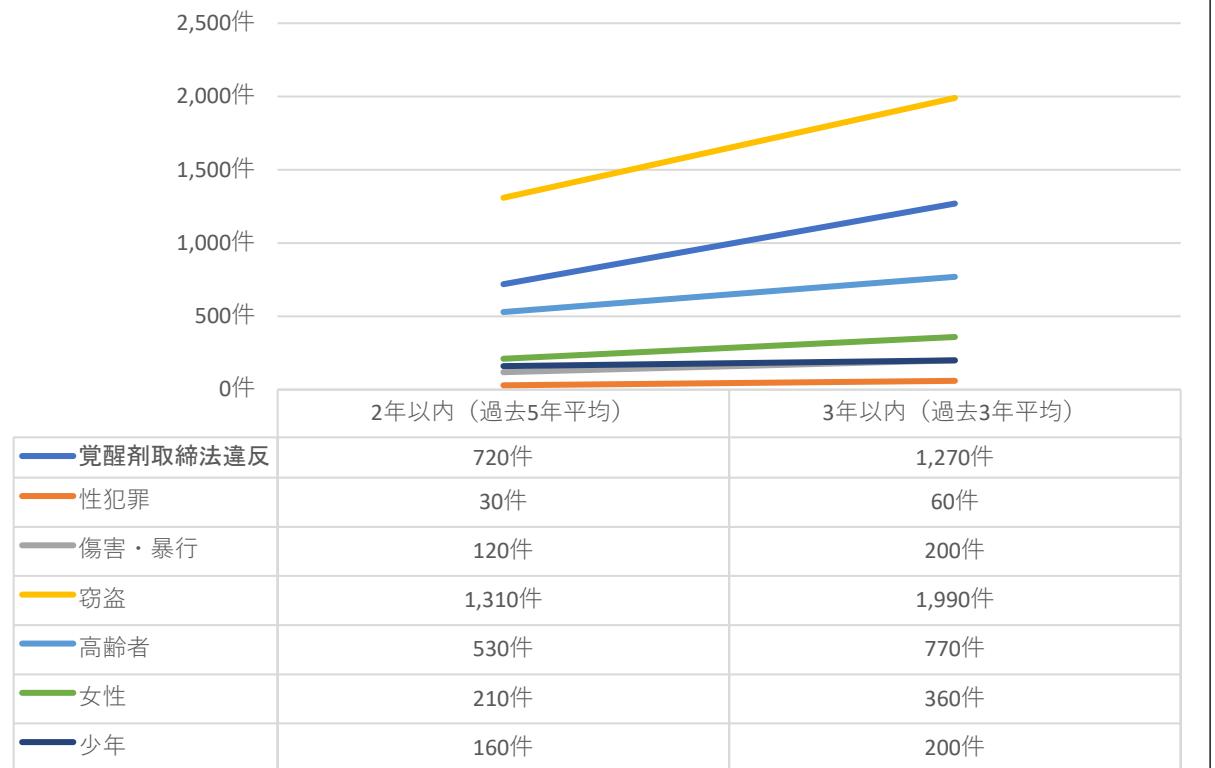
【主な罪名・特性別2年以内再入率】

2年以内再入率



【主な罪名・特性別2年以内・3年以内再入件数】

2年以内・3年以内再入件数



計画策定の趣旨

- (1) 趣旨・目的
- (2) 計画の位置付け
- (3) 計画の期間
- (4) 計画に基づく再犯防止施策の対象者

地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移等を記載

全国との状況と比較することで地域における再犯防止を取り巻く状況を記載

重点課題・成果指標

地域における再犯防止を取り巻く状況を勘案して重点的に取り組む課題を記載する

取組内容

就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

学校等と連携した就学支援の実施等のための取組

犯罪をしたもの等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

民間協力者の活動の促進等のための取組

地域による包摂を推進するための取組

再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

推進体制

協議会を設置するなど計画の推進体制を明確にする

市川市再犯防止推進計画策定に係るアンケート調査の実施について

【アンケートの目的】

平成28年12月に施行した「再犯の防止等の推進に関する法律」において、地方公共団体は、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること、また、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、当該都道府県または市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(地方再犯防止推進計画)を定めるよう努めなければならないことが定められました。

罪を犯した人は仕事や住まいに困難を抱えていることが多く、生きづらさから罪を繰り返すことが少なくありません。そこで、本市では、国の法律を踏まえて、罪を犯した人がその罪を償ったうえで、地域で暮らし、地域をともに創っていく地域住民の一人として、その役割を担い、生きがいをもって生活できるよう、市川市再犯防止推進計画を策定することにしました。

計画の策定にあたり参考とするため、調査を実施いたしますので、ご協力をお願いいたします。

【参考】再犯に係る統計データ(令和6年度 再犯防止推進白書より)

刑法犯検挙者中の再犯者率(※)

令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
48.8%	49.1%	48.6%	47.9%	47.0%

(※)刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者の割合。

【設問1】(市民、福祉関係者)

矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。)に入所したことのある知り合いがいますか。(いずれか1つに○)

- A ある
- B ない

【設問2】(市民、福祉関係者)

罪を犯したことのある人に対して、犯罪を繰り返さないようにする支援は必要だと思いますか。(いずれか1つに○)

- A 必要だと思う
- B 必要ないと思う
- C どちらともいえない

【設問3】(市民、福祉関係者)

罪を犯した人が再び罪を犯さないために大切だと思うことは何だと思いますか。(複数回答)

- A 生活の基盤となる仕事や住まいの確保
- B 立ち直りを支援する専門機関や民間団体の連携
- C 正施設や学校での教育
- D 会や地域の人々とのつながり
- E 物等の依存症の治療などにかかる保健医療サービスの提供
- F 年齢や障害等により支援を必要とする場合の福祉サービスの提供
- G 族など身近な人の支え
- H 困ったときの相談先
- I 再犯防止のための広報・啓発活動
- J 何もない
- K わからない
- L その他

【設問4】(市民のみ)

罪を犯した人の立ち直りに協力したいと思いますか。(いずれか1つに○)

- A 思う
- B 思わない
- C どちらともいえない
- D その他

【設問5-1】(福祉関係者のみ)

これまでに罪を犯し、矯正施設から出所した人に対して、ご自身の役割(福祉関係者)として、支援をしたことはありますか。(いずれか1つに○)

- A ある
- B ない

【設問5-2】(福祉関係者のみ)

設問5-1で「A ある」と回答した方にお聞きします。

どのような支援をされましたか(自由回答)

【設問 6】(市民、福祉関係者)

罪を犯した人に対して、市の役割として期待することは何ですか。(複数回答)

- A 再犯防止についての理解促進に向けた広報活動
- B 保護司や更生保護団体等民間協力者に対する支援
- C 罪を犯した人の特性(高齢・障がい等)に応じた日常生活の支援や就労支援
- D 罪を犯した人やその家族、支援者等からの相談への対応
- E 再犯防止のための計画を策定し、市全体として組織的な施策を行う
- F 罪を犯した人に対する支援ネットワーク(病院、学校、福祉施設などの機関や民間団体で構成)を作り、支援する
- G わからない
- H その他

【設問 7】(市民、福祉関係者)

再犯防止のためには、罪を犯した人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる「誰一人取り残さない」社会の実現が大切であるとの考え方があります。このことについて、あなたはどのように思いますか。(最も近いものに○)

- A そう思う
- B どちらかといえばそう思う
- C どちらかといえばそう思わない
- D そう思わない
- E わからない

【設問 8】(市民、福祉関係者)

次のことばについて、知っていますか。(該当するものいずれか1つに○)

ことば	説明	知っている	聞いたことはある	知らない
保護司	犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間ボランティアで、保護観察対象者への指導や助言、犯罪予防活動の実施などを行う法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。			
更生保護女性会	犯罪予防や青少年の健全育成のための活動のほか、子育て支援や更生保護施設へ			

	の支援など、幅広い活動を行っているボランティア。			
BBSの会	Big Brothers and Sisters movement の略称で、様々な生きづらさを抱える少年たちと、兄や姉のように身近な立場で接することで、少年たちの成長を助ける青年ボランティア。			
更生保護施設	刑務所などを出た後、身寄りがなかったり、帰る場所がなかったりする人たちを自立した生活ができるようになるまで支援する民間の施設。			
社会を明るくする運動	すべての国民が犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で案品な耀地域社会を築くための全国的な運動。			
協力雇用主	犯罪や非行歴のために仕事に就くことが難しい人たちの事情を理解し、立ち直りを支援する雇用事業主。			

【設問9】(市民、福祉関係者)

令和 7 年 4 月 1 日に、市川市は、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の早期回復を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与するため、「市川市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。このことを知っていますか。(いずれか1つに○)

- A 知っている
- B 聞いたことはある
- C 知らない

【市川市犯罪被害者等支援条例の内容】

犯罪の被害者等となってしまった市川市民の権利利益の保護と被害の早期回復を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の形成に寄与することを目的として、市と市民等の役割を定めています。

●市民等の主な役割:

犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努める。

●市の主な役割:

- (1)犯罪被害者等が直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整等を行う。
- (2)犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるとともに、犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないように、啓発活動等を講ずる。
- (3)犯罪被害者等の支援において民間支援団体の果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行う。
- (4) 犯罪被害者等が受けた精神的又は身体的な苦痛を慰しやするとともに、犯罪被害者等が受けた被害による経済的な負担の軽減を図るため、犯罪被害者等で市長が必要と認めるものに対し、見舞金の支給その他必要な支援を行う。

【設問10】(市民、福祉関係者)

再犯防止について、ご意見がありましたらお書きください。(自由回答)

設問は以上となります。

ご協力ありがとうございました。